令和８年（フ）第４５０号
鹿児島市桜島赤水町1123番地１
債務者　有木園秀樹
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５３号
鹿児島県日置市東市来町長里64番地47　エスポワール長里Ａ棟201
債務者　逆瀬川梨奈
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５４号
鹿児島市希望ケ丘町13番１号　Ｙ’ｓ　Ｖｉｌｌａｇｅ１号棟102号
債務者　四元　洋子
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６４号
鹿児島県いちき串木野市御倉町173番地３
債務者　鹿丸　秀樹
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２９３号
沖縄県うるま市字江洲39番地１　レジデンス江洲　205
債務者　金城　　萌（旧姓眞榮田）
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５１号
沖縄県名護市字宮里445番地６　大瀬産業ビル206号
債務者　祝嶺　賢治
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第６３号
沖縄県国頭郡今帰仁村字古宇利248番地
債務者　兼次　光則
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第８８号
岩手県北上市里分12地割35番地１　Ｃｏｍｆｏｒｔ里分　Ｂ棟201、旧住所岩手県八幡平市松尾寄木第13地割143番地
債務者　髙見　奈未
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７４号
宮城県柴田郡柴田町東船迫１丁目16番地２　ＡＺＵＲＩ105号、前住所埼玉県川口市大字安行原924番地の14
債務者　伊東香緒里（旧姓小林）
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１６１５号
東京都狛江市中和泉３丁目34番４号メゾンクレール202
債務者　深町　秀治
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６３８号
東京都青梅市新町５丁目８番地の２新町ハイツ101
債務者　並木　春菜
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１１１号
横浜市都筑区平台１番19号　パークノヴァミムラ102
債務者　上田　莉沙
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９０号
横浜市西区中央２丁目40番13―610号
債務者　新貝　未穂
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０６１号
神奈川県藤沢市白旗２丁目15番10―102号
債務者　竹内　康二
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１５４号
横浜市港北区岸根町714番地　パークアベニューイトウⅠ　101号
債務者　加藤　美希
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２５０号
神奈川県藤沢市亀井野２丁目39番地の８　堀マンション301
債務者　志澤　　亨
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２８５号
横浜市旭区東希望が丘５番地27　エメラルドハイム希望が丘105
債務者　石橋　　満
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部